

保険料水準の統一に向けたロードマップの作成について

- 令和3年度に作成した第2期鳥取県国民健康保険運営方針において、保険料水準等に係る基本的な考え方として、以下のように定めている。
 - ・ 将来的には、保険料水準の統一を目指すこと。
 - ・ 統一の時期、統一に向けての工程、調整項目（算定方式、賦課割合、支給基準など）、課題等について具体的に検討を進めること。
 - ・ 統一に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくこと。
- これを踏まえ、かつ他県の事例等も参考として、第2期運営方針対象期間中の令和5年度中までを目途に、保険料水準の統一に向けたロードマップの作成を行うこと。

1. ロードマップ作成の考え方

- ① 第2期運営方針対象期間中（R6.3.31まで）に作成する。
（今年度はコロナ対応や県のデータヘルス計画策定等もあることから、令和4年度納付金・標準保険料決定の作業等が落ち着いた、令和4年3月頃から具体的な議論を開始。）
- ② ロードマップの作成に当たっては、県・市町村国保連携会議や国保運営協議会で議論・検討を行う。
- ③ ロードマップの作成のために整理が必要と考えられる以下の項目について、順次議論・検討を進めていく。
（項目については、議論の状況等を踏まえ随時追加修正を行う。）

【項目（案）】

- ・市町村ごとの現状・課題の整理（医療費水準、収納率、保健事業の実施状況等）
- ・「保険料水準統一」の理念や必要性に係る認識統一
- ・「保険料水準統一」の具体的な定義の整理
- ・「保険料水準統一」の達成時期、それに向けた工程の整理（個別調整項目（算定方式、賦課割合、支給基準など）の検討工程も含む）

2. ロードマップ作成等に係るスケジュール（案）

時期	R4年度の納付金・保険料の検討・作業	保険料水準統一ロードマップの策定
R3.8.20	R3年度 県・市町村連携会議① ロードマップ作成する方針について市町村と合意。	
R3.10.1,11	R3年度 県・市町村連携会議②、③ R4年度納付金算定方法、データヘルス計画骨子等について市町村と合意。	
R3.10.25	R3年度 運営協議会①	
R3.11～R4.2	（以降、議題に応じて随時開催）	
R4.3		・実質的キックオフ（進め方、論点）
R4.4-R4.9		・市町村の現状整理

		・水準統一の認識統一、定義等の整理
R4.10-R5.3		・具体的な工程議論（連携会議等）
R5.4-R5.9		・ロードマップ案作成、運営協議会等で議論
R5.10-R6.3		・パブコメ、議会報告 ・運営協議会への諮問 ・ロードマップ策定

《参考》

■ 第2期鳥取県国民健康保険運営方針【抜粋】

第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法

1 基本的な考え方

第1期運営方針の取組状況と国の基準を踏まえ、鳥取県における国保のあるべき姿を明確に示して保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、次の考え方で取り組んでいきます。

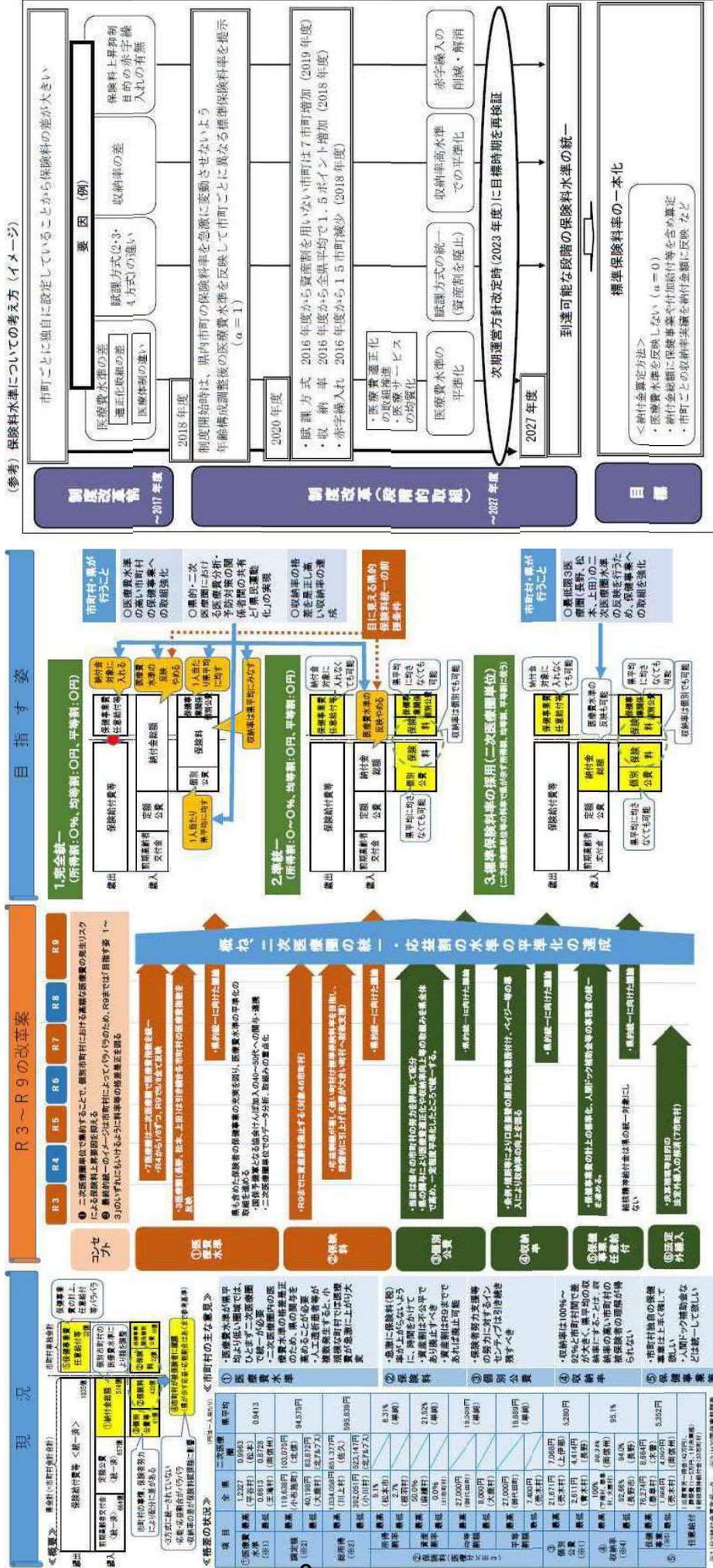
- 将来的には、保険料水準の統一を目指すこと。
- 統一の時期、統一に向けての工程、調整項目（算定方式、賦課割合、支給基準など）、課題等について具体的に検討を進めること。
- 統一に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくこと。
- 国等から交付される負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として納付金総額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。

ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用できる。

資料：令和3年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会（令和3年10月25日）より

保険料水準の統一に向けたロードマップの作成例

○ 保険料水準の統一に向けては、都道府県と市町村が議論を深めながら、都道府県毎に統一の定義やそれに対する課題、課題を解決するための取組、その期間等について検討する必要がある。このため、都道府県と市町村の間で合意した、段階的な取組や工程を整理したロードマップや統一に向けた各市町村単位の保険料見直しの方針等を作成し、それに基づき取組を進めていくことが考えられる。



(出典) 静岡県庁ホームページ

(出典) 長野県庁ホームページ